

# TaxFlash



## より多くの奢侈品が第 22 条所得税の対象に

特定の超高级品の販売は、付加価値税の対象になるほか、販売価格やサイズ等の複数の基準に基づき高級品売上税(Luxury-goods Sales Tax、以下「LST」)および第 22 条所得税(以下「PPh 22」)の対象となる場合があります。LST の税率は商品の種類により異なり、一方 PPh 22 の税率は 5%で固定されています。売り手によって徴収される PPh 22 は、買い手の当年度所得税額の前払いとみなされます。当該税金は、買い手がインドネシアにおいて課税の対象とならない場合には徴収されません。

PPh 22 に関して、財務大臣は 2015 年 4 月 30 日付けで超高级品に該当するか否かの判断における基準値を実質的に下げ、PPh 22 の対象となる商品のカテゴリーを新たに追加する財務大臣規則 No.90/PMK.03/2015(以下「PMK 第 90 号」)を公布しました。詳細は以下のとおりです。

超高级品	旧規定	新規定
プライベートジェット(個人用航空機)	• 販売価格が 200 億ルピア超	基準値なし
クルーザーおよびそれ準ずるもの	• 販売価格が 100 億ルピア超	基準値なし
土地付きの家	• 販売価格または譲渡価格が 100 億ルピア超、および • 建築面積が 500 m <sup>2</sup> 超	• 販売価格または譲渡価格が 50 億ルピア超、または • 建築面積が 400 m <sup>2</sup> 超
アパート、コンドミニアム、およびそれらに準ずるもの	• 販売価格または譲渡価格が 100 億ルピア超および/または • 建築面積が 400 m <sup>2</sup> 超	• 販売価格または譲渡価格が 50 億ルピア超、または • 建築面積が 150 m <sup>2</sup> 超
セダン、ジープ、SUV、MPV、小型バスおよびそれらに準ずる形式の 10 人未満が搭乗する 4 輪自動車	• 販売価格が 50 億ルピア超、および • シリンダー容積が 3,000 cc 超	• 販売価格が 20 億ルピア超、または • シリンダー容積が 3,000 cc 超

2輪または3輪自動車	規定なし	• 販売価格が3億ルピア超または • シリンダー容積が250cc超
------------	------	--------------------------------------

また PMK 第 90 号では、総代理店、代理店および一般輸入者からの超高級車の購入に関して、PPh 22 は当該規則(すなわち、販売価格の 5%)に基づいて徴収されるものであり、上記の販売者からの自動車の購入に係る PPh 22 の一般規定(すなわち、販売価格の 0.45%)は適用されないことが規定されています。

## 税務上の優遇措置に関する指針

インドネシア財務大臣は 2015 年 4 月 28 日に財務大臣規則 No.89/PMK.03/2015(以下「PMK 第 89 号」)を公布しました。PMK 第 89 号では、2015 年 5 月 6 日に発効した政府規則 No.18/2015(以下「GR 第 18 号」)にて規定される指定事業セクターおよび/または地域に投資する企業に適用可能な税務上の優遇措置(以下「当優遇措置」)に関する指針が規定されています。GR 第 18 号の詳細は、私どもの TaxFlash 2015 年 13 号をご参照ください。

PMK 第 89 号の公布により、当優遇措置に関する旧政府規則の施行に係る従来の財務大臣規則 No.144/PMK.011/2012 は無効となります。各プロセスの一般的指針およびタイムラインには変更はありません。PMK 第 89 号の公布により、以下の事項についてより詳細な規定が明らかになりました。

- 当優遇措置の対象事業および非対象事業に従事する納税者は各事業につき個別の帳簿を設置・管理し、当優遇措置の効果を按分計算しなければならない。
- 商業生産の開始とは、生産した商品を初めて市場に対して販売した時点、または以降の生産プロセスのために自社での使用に付した時点と定義される。商業生産の開始について、納税者は国税総局(DGT)の税務監査を経て認可を得なければならない。
- 納税者が繰越欠損金を 5 年を超えて繰り越す条件をすべて満たしても、欠損金を繰り越すことができる追加の期間は依然として最大で 5 年間となる。
- インドネシア人従業員数に係る要件は、当優遇措置の適用を認められた納税者の第 21 条所得税納税申告書にて報告される従業員として登録されたインドネシア国民だけが該当する。

タックスホリデーの申請が却下された納税者は、GR 第 18 号の要件(すなわち、高額投資または輸出目的の投資、並びに高い労働力利用度と現地調達率)を満たす限り、当優遇措置の申請を行うことができます。なお、先行するタックスホリデー申請書は当優遇措置の申請書を兼ねるものとして扱われるため、改めて申請書を提出する必要はありません。

各書類の書式や行政上の要件の詳細は PMK 第 89 号にて明記されています。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等がございましたら、PwC の貴社担当者までお気軽にお問い合わせください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhung Phan**  
ay.tjhung.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

## [www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.